

## 第2章

# 新型コロナウイルス感染症の対応等の 記録・検証に当たって



# 第2章 新型コロナウイルス感染症の 対応等の記録・検証に当たって

## 1 新型コロナウイルス感染症の概要

新型コロナウイルス感染症<sup>1)</sup>の原因である病原体の名称は「新型コロナウイルス (SARS-Cov-2)」と呼称されており、令和元年12月、中国武漢市で新たに発見され、瞬く間に全世界に感染拡大を引き起こした。

世界保健機関 (WHO) は、令和2年1月14日に新型コロナウイルスを確認し、30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日には「パンデミック<sup>2)</sup>」とみなせると表明した。以来、令和5年5月5日の当該緊急事態宣言の終了までに3年以上が経過した。

国内で新型コロナウイルス感染症患者 (以下「感染者」という。) が初めて確認されたのは、令和2年1月15日で、中国武漢市に渡航していた神奈川県在住の男性であった。

感染症法上の5類感染症<sup>3)</sup>に位置付け変更となる前日の令和5年5月7日時点で、全世界で計7億6,502万176人<sup>4)</sup>、国内では3,373万8,398人<sup>5)</sup>、兵庫県では148万145人<sup>6)</sup>、姫路市 (以下「本市」という。) においては14万271人の感染者が確認されている。

本感染症は、そのウイルスの遺伝子配列からコウモリのコロナウイルスを祖先にもつと考えられている一方で、一部の配列がセンザンコウ<sup>7)</sup>のコロナウイルスと似ているという報告もあり、過去に2種類の動物コロナウイルスが遺伝子組み換えを起こした可能性が考えられるとされているが、詳細は明らかになっていない。コロナウイルスは、直径約100nmの球形で、表面には突起がみられるという特徴があり、形態が王冠“crown”に似ていることからギリシャ語で王冠を意味する“corona” (コロナ) という名称が付けられた。ヒトに感染するコロナウイルスは、風邪の病原体として人類に広くまん延している4種類のコロナウイルス (HCoV<sup>8)</sup>) と、動物から感染した重症肺炎ウイルスであるSARS-CoV (サーズ) とMERS-CoV (マーズ)<sup>9)</sup>の2種類が知られているとされていたが、令和2年に発生した新型コロナウイルスは、新たに人類に定着し、感染拡大を引き起こした。

本ウイルスはヒトからヒトへの伝播は咳や飛沫を介して起こり、特に、三密 (密閉・密集・密接) の空間で感染拡大

1) 正式名称「COVID-19 (coronavirus disease2019)」

2) 感染症の世界的大流行のこと。

3) 感染症法において、感染症を感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し1～5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策が定められている。重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る)、結核等は2類感染症に分類され、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月7日まで2類感染症相当として位置付けられていた。同年5月8日以降、季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症として位置付けられた。

4) WHOホームページ「WHO Coronavirus (COVID-19) Dashboard」参照。(令和5年12月11日時点)

5) 厚生労働省ホームページ「データからわかる・新型コロナウイルス感染症情報・(新規感染者数の推移 (日別) オープンデータ)」参照。(令和5年12月28日時点)

6) 兵庫県ホームページ「新型コロナウイルス感染症患者の発生状況」および「兵庫県新型コロナ対策検証プロジェクトチーム-中間取りまとめ全体版」を参考に算出。(令和5年12月28日時点)

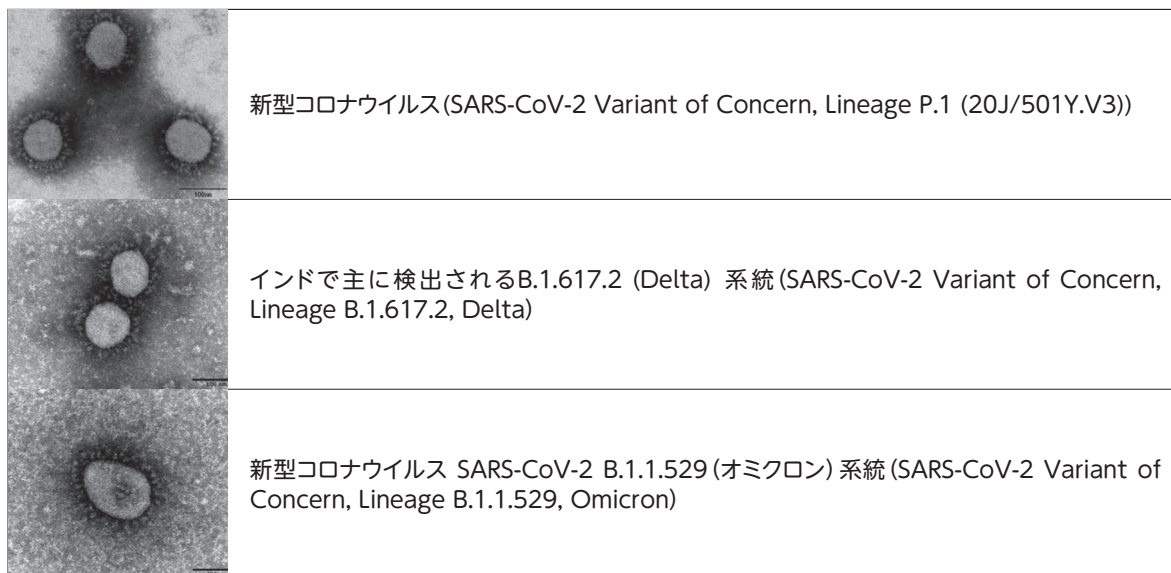
7) 哺乳綱有鱗目センザンコウ科に属する動物の総称。

8) 「Human Coronavirus」の略称。

9) 中東呼吸器症候群 (MERS) は、平成24年9月以降、サウジアラビアやアラブ首長国連邦など中東地域で広く発生している重症呼吸器感染症で、ヒトコブラクダが保有宿主 (感染源動物) であると言われており、MERSが発生している中東地域では、ラクダと接触したり、ラクダの未加熱肉や未殺菌乳を摂取することで感染するリスクがあると考えられている。また、発症した人と濃厚接触した人での感染も報告されており、咳等による飛沫感染や接触感染によるものであると考えられている。

が頻繁に確認されている。高齢者や心臓病、糖尿病等の基礎疾患のある人、一部の妊娠後期の人には、重症<sup>10)</sup>の肺炎を引き起こすことが多くみられたが、20代から50代までの人でも呼吸器症状、高熱、下痢、味覚障害など、さまざまな症状がみられた。また、子どもへの感染も確認されたが、軽症もしくは無症状であることが多かった。

国立感染症研究所で分離された新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真



(出典:国立感染症研究所)

## 2 報告書の目的

新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから4年以上が経過した。この間、私たちは、新型コロナウイルスという未曾有の国難に直面し、未知のウイルスの世界的なパンデミックとの闘いにおいては、これまでに経験したことのない、試行錯誤を伴う、極めて難しい対応が求められた。

本市においても、見えない敵に対峙し、市民はもとより、市議会、医療従事者、事業者、各種団体など、市を挙げての取り組みを行い、感染の波を乗り越え、withコロナ<sup>11)</sup>への移行を進めてきた。

その中で、想定をはるかに上回る感染拡大に幾度も見舞われ、4回の緊急事態宣言<sup>12)</sup>やまん延防止等重点措

10) 厚生労働省作成「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」において、「重症」とはICU(集中治療室)への入室が必要又は人工呼吸器が必要な場合、「中等症Ⅱ」とは呼吸不全があり、酸素投与が必要な場合( $SpO_2 \leq 93\%$ )、「中等症Ⅰ」とは呼吸不全はないが、呼吸困難や肺炎所見がみられる場合( $93\% < SpO_2 < 96\%$ )、「軽症」とは呼吸器症状がない又は咳のみで呼吸困難がない場合(いずれの場合であっても肺炎所見を認めない場合)( $SpO_2 \geq 96\%$ )、というように重症度分類により定義されている。(SpO<sub>2</sub>…動脈血酸素飽和度)

11) 新型コロナウイルス感染症に対し重症化を防ぐための基本的感染症対策を継続しつつ、従来の社会活動や経済活動の回復・両立を目指す新しい生活様式のことを意味する概念。

12) 令和3年2月3日「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」(法律第5号)が公布、同10日には、政令の改正も行われ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に、新たに「まん延防止等重点措置」等の規定が創設された。政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、当該事態が発生した旨及び実施すべき期間・区域等を公示し、飲食店に対する営業時間の時短要請等の措置が講じられた。

置<sup>13)</sup>をはじめ、忍耐を伴う長期の行動制限を強いられた。

今後も新型コロナウイルス感染症を含め、さまざまなウイルス感染症がパンデミックを繰り返し、再び危機に直面する可能性がある。

この「姫路市新型コロナウイルス感染症対応記録・検証報告書」(以下「本報告書」という。)は、今後も発生する恐れのある新たな感染症に対する備えと、感染症の発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、令和5年4月に新型コロナウイルス感染症対策を中心になり行ってきた庁内関係部署の部課長級職員を構成員として設置した「新型コロナウイルス感染症対応記録・検証チーム」により、これまでの国・県・市の対応を時系列で整理しながら、本市における第1波から第8波までの新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済状況等への対応内容・経緯や成果等を振り返り、検証するとともに、今後の対応について取りまとめたものである。

なお、本報告書を取りまとめるに当たり、この度のパンデミックの実態を伝えるものとして、本市の新型コロナウイルス感染症対策と関連のある経済・地域・医療・福祉団体の方々からご寄稿いただいた。

---

13) 令和2年法律第4号による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、同法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなされた新型コロナウイルス感染症(ただし、令和3年法律第5号により、令和3年2月13日以降は、「新型インフルエンザ等」として位置付けられた。)に関する緊急事態が発生した旨を宣言したものであり、同宣言が解除されるまでの間、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応として緊急事態措置が実施された。